

令和5年度 第2回 静岡市みどり審議会会議録

- 1 日 時 令和6年3月21日（木） 午後2時00分～午後3時00分
- 2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎本館4階 44会議室
- 3 出席者 (委員) 五十嵐会長、青木委員、伊東委員、大石委員、
大畑委員、川口委員、竹内委員、森委員、守屋委員
(事務局) 杉村緑化政策担当部長
塩澤参与兼課長
緑化推進係：三輪主幹兼係長、濱崎主任主事
- 4 傍聴者 0人
- 5 議 題 第1号議案 静岡市みどり条例に基づく保存樹木の指定について
- 6 会議内容

■開会

【杉村担当部長】

(挨拶)

■議事

(1) 諮問

審議会は、静岡市長より「第1号議案 静岡市みどり条例に基づく保存樹木の指定について」の諮問を受けた。

(2) 事務局説明【静岡市みどり条例に基づく保存樹木の指定について】

(3) 質疑応答

<大畑委員>

清水区内の指定樹木・樹林が多く、市全体として配置のバランスが偏っている。

<五十嵐会長>

旧清水市では早くから保存樹木等の制度があったが、合併前の旧静岡市域では同様の取り組みがなかった。

<事務局>

もともと旧清水市では、昭和53年から「みどり条例」があり、保存樹木等の制度が存在していた。旧静岡市と旧清水市の合併後、平成27年に静岡市みどり条例が施行された際、保存樹木等の制度が静岡市全域に適用されるようになった。

旧清水市時代に指定されていた保存樹木等は、静岡市みどり条例の制定後もそのまま引き継がれていることから、市全体でみるとバランスが偏っているという状況である。今後も指定申請があれば、指定条件に合致しているものは指定していくという考え方で対応していく。

<大畑委員>

指定数が増えることによる弊害はあるか。

<事務局>

保存樹木等に対する保全事業助成制度があるが、予算の範囲内での助成対応であり、指定件数が増えることで助成金申請件数も増えることが予想されるため、予算不足の状況が生じやすくなる懸念がある。

<森委員>

保存樹木が枯れたり、傾いてしまったりして、どうしても伐採しなければならないような状況となった場合、これに対しても助成金は交付できるのか。

<事務局>

保存樹木の場合は、指定樹木を伐採する場合は、審議会に諮ったうえで指定解除をする流れとなる。保存樹林の場合は、周囲への安全を確保するため、一部樹木を伐採する必要がある場合は、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

<五十嵐会長>

予算不足等により助成金の交付ができないという状況下でも、倒木の危険性のある樹木があれば、所有者が対応しなければならない。

<事務局>

指定樹木等の管理責任はあくまで所有者にあるため、助成金対応ができない場合も、なんとか所有者に剪定、伐採等の対応をしてもらうことになる。

<五十嵐会長>

助成対応ができない場合に、例えば大型台風の被害など、過去に問題が起きたことはあったか。

<事務局>

敷地内で樹木が傾いてしまったということはあったかもしれないが、隣接地に対して倒木するなどの被害が生じたという事例はこれまで報告されていない。

<五十嵐会長>

大型台風が増えているなかで、所有者側だけで管理しきれないこともあるのでは。

<事務局>

台風被害を懸念して、早めに予防措置を取りたいという考えの所有者が多いことから、助成金申請件数も年々増えている。地元としては切実な問題になっている。

<大石委員>

指定樹木等の各区件数について、清水区の割合が高いが、過年度の指定手続きでは、どのような推移だったか。

<事務局>

昨年度は指定申請がなく、指定件数は0件だったが、毎年2～3件のペースで指定してきている。今年度は計6件を指定することとなり、このうち4件が清水区の

樹林ということで、今年度だけを考えるとバランスは偏っている。

旧清水市での指定樹木等を静岡市みどり条例での保存樹木等制度でも引き継いでいることから、清水区の件数が多くなっているが、ここ数年の指定件数をみると各区で大きな偏りは見られない。

<大石委員>

指定申請を受けるうえで、各樹木の樹齢も大事な要素だと考える。

<事務局>

指定申請を受ける際には、申請書に樹齢を記載していただいております、台帳にも記録している。ただし、指定の要件としては考慮していない。

<五十嵐会長>

過去の審議会でも話題になっているが、市街地の神社について「樹林」として指定していいのかという気もする。今回指定予定の駿河区の樹林2件について、立派な樹木があるので、「樹林」としてではなく、「樹木」として数本を指定したほうが自然だという考え方もある。指定件数が増えるにつれて、あらためて考え方の整理も必要なのでは。日本では、社叢林を大事に守るべきということで注目が増している。

<事務局>

今後、他都市の整理の仕方を参考にしながら、制度のあり方を考えていきたい。

<守屋委員>

駿河区の2件の指定予定地について、「樹林」としていいのか少し違和感をもった。

また、清水区の4件の指定予定地について、社の周りは整備している様子があるが、それ以外は自然林の状態になっており、樹林全体を守っていきたいという考えはわかるが、実際に所有者はどう管理していきたいと考えているのか。所有者の考え方をよく確認しておいたほうがよい。

<事務局>

清水区の4件については、いずれの所有者も、助成金の利用によって、より充実した整備を進めることを念頭に指定申請を行ったという経緯がある。本殿、拝殿の周りについて、特に重点的に整備していきたいとの考え方を確認している。また、自然林の部分までは手を付けきれないので、ある程度は自然のままの保存を続けざるを得ないという認識だった。

所有者に対しては、指定を受けることで、維持管理における所有者の責任がより生じることを念入りに説明している。

<大畑委員>

神社の管理の担い手が高齢化しており、少なくなっている現状がある。津島神社の様子を実際に見に行ってみたが、苔が生えている樹木があり、弱っている印象だった。住宅地にある神社で倒木があると被害が大きくなってしまう。市としてどう考えるか。

<事務局>

保存樹木制度は、所有者に確実に維持管理をしていただくことが前提となっております。

り、倒木等の危険があれば、未然に防ぐよう所有者にお願いすることになる。今回の指定予定地はいずれも、境内の清掃を月1回当番制で行い、剪定作業も適宜実施している。ただ、管理の担い手が高齢化しているというのはどの神社でも共通しているところである。課題はありつつも、市としては、管理者に対してできる限りの管理をお願いするほかない。

<川口委員>

氏子の高齢化が著しい状況のなかで、保存樹木制度により、市が多少所有者をサポートできるものの、市としてはあくまでも所有者の責任で管理をお願いするというやり方しかないことはわかる。ただ、担い手が少なくなるなかで、今後どう管理していくのか、当事者からの答えを待っても適切な解決策は見つかりにくいのではないか。

助成金制度では、樹木医等の専門家の派遣も対象になるという認識でよいか。

<事務局>

これまで例はないが、おっしゃるとおり、専門家の派遣も助成金制度の対象になる。

<川口委員>

専門家の派遣も対象になるのであれば、適切な樹木管理のあり方に対するアドバイスを専門家から受けることについて、保存樹木等の所有者に対して勧めることも検討してはどうか。

<五十嵐会長>

助成金制度に関する案内を充実させるのと同時に、事務局としても指定樹木、樹林の現場確認を定期的に行い、問題点がないかの確認や所有者へのアドバイスを行う必要があるのではないか。

<伊東委員>

豪雨、台風被害が年々拡大しているなかで、県公園緑地課では事前に作成しているマニュアルをもとに、定期的に公園内樹木を確認している。腐りかけている木や虫に侵されている木などを特定して、樹木医からのアドバイスを受けており、実際に被害が生じる前に対応方法を整理している。事前に対応方法についてのマニュアルを整備しておくことは、神社等の樹木・樹林の管理においても有効だと考える。

<五十嵐会長>

全国的に、街路樹が定期チェックが疎かになっていたことで倒れてしまい、問題になったりするケースがある。みどりを増やすと同時に、どう適切に管理していくかを事前に考えておくということが課題である。

<事務局>

神社の管理の担い手が減少していくなかで、管理の仕組みを事前に整えておくことがより重要になってくるので、多方面からアドバイスをいただきながら、事務局としても知識をつけて対応していきたい。

<大畑委員>

各指定樹木・樹林の管理者側に樹木管理の知識をつけてもらえるよう、市として人材を養成していくことも、検討してみてもどうか。

<竹内委員>

助成金予算が十分でないことから、助成金交付を受けられず、所有者自身が管理作業を行って事故を起こしてしまうということも可能性としてある。過去に、学校内の管理作業を校内の用務員が行った際に、高所から転落して亡くなった事故が起こった際に、事故の責任は十分な予算措置を行っていなかった教育委員会にあるとされた事例があった。まずは、関係者の安全を担保することが第一である。

また、例えば和歌宮神社の樹木は根が柵からはみ出しており、根を踏圧される懸念がある。今後、所有者に柵を広げる措置を行ってもらうなど、保存樹林に指定されたことをきっかけに、管理の仕方をあらためて考えてもらうことで、保存樹木制度の意義が深まるのではないか。

<五十嵐会長>

保存樹木・樹林の面積、本数は、助成金の金額には関係ないのか。

<事務局>

規模にかかわらず、保存行為に要した費用の2分の1以内かつ30万円が上限となる。100万円を超える規模の剪定・伐採行為もあるものの、一律の基準で対応している。

<五十嵐会長>

市内で樹木保存法等による指定を受けているものはあるか。

<事務局>

官地の樹木については、景観法に基づく「景観重要樹木」、文化財保護法に基づく「天然記念物」の指定により保護が図られているものがあるが、樹木保存法による指定を受けているものはない。

<五十嵐会長>

保存樹林の一覧を見ると、規模が非常に大きいものもあり、上限30万円で対応しきれぬのかということが気にかかる。倒木等より、神社に大きな被害が出てしまったというときにどうなるか。今後指定箇所が増えていくと、より様々な問題が生じてくる可能性がある。

今回指定を受けたことで、地元住民が樹木・樹林をより大切に守っていこうという雰囲気になるとよい。

■第1号議案 承認

■閉会

【塩澤課長】

(挨拶)